



第 8 回

定時株主総会 招集ご通知

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り、同封の議決権行使書用紙にて事前の議決権行使をいただき、体調の優れない方、ご不安のある方の会場への来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、本年は、株主総会後の株主様向け会社説明会の開催はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

日時 | 2020年6月25日（木曜日）午前10時

場所 | 千葉県千葉市中央区問屋町1-45
TKPガーデンシティ千葉 コンチェルトB

（開催場所が昨年と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。）

目次

第8回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	2
計算書類	22
監査報告	30
株主総会参考書類	34

■ 株主の皆様へ ■



代表取締役社長 太田 裕朗

株主の皆様には、日頃より自律制御システム研究所（ACSL）の活動にご理解とご支援をいただき、感謝申し上げます。

第8回定時株主総会を6月25日に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届け致します。昨今の新型コロナウイルス感染拡大対策の中、株主の皆様におかれましては、大変なご負担と推察するところでございますが、ご無理がない範囲にて安全に会場へお越し頂けますよう心より願っております。当日のご出席が難しい株主の皆様には、郵送により議決権をご行使いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

2020年6月

当社は、東京証券取引所マザーズ市場への上場後、初めての1年間を通じた会計年度として2020年3月期の決算を迎えました。期待の大きいドローン関連市場におきまして、産業創生を牽引する立場としての役割も果たしながら、着実な事業成長を果たしており、売上10億円の到達、創業以来初めてとなる営業黒字を達成いたしました。「自律」という社名にこめた当社の最大の強み「できる限りヒトの操作を必要としない」という技術を高く評価頂き、点検、物流・郵便、防災等の幅広い分野のお客様において当社のドローンを引き続き採用を頂いております。

本年度は、「技術を通じて、人々をもっと大切なことへ/Liberate Humanity through Technology」というミッションのもと、「最先端のロボティクス技術を追求し、社会インフラに革命を」というビジョンを新たに掲げております。このビジョンの通り、全社員一体となり、最先端技術を追求し、その実装を通じ社会貢献に寄与することで、企業価値、株主価値を高めるよう努めて参ります。

証券コード 6232
2020年6月9日

株 主 各 位

千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1
W B G マ リ ブ ウ エ ス ト 3 2 階
株式会社自律制御システム研究所
代表取締役社長 太 田 裕 朗

第 8 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面での事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月24日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2020年6月25日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 千葉県千葉市中央区問屋町1-45
千葉ポートスクエア内 TKPガーデンシティ千葉4階 コンチェルトB
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第8期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件 |
- 以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.acsl.co.jp>）に掲載させていただきます。

本年は株主総会終了後、株主様向け会社説明会の開催はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(提供書面)

## 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当社を取り巻く産業用ドローン関連事業につきましては、技術の進展とともに様々な産業での利活用が広がっております。特に、当社が注力するインフラ点検、物流・郵便、防災・災害復旧支援分野を中心に、現状業務の効率化・無人化は各産業において喫緊の課題となっており、企業によるこれらの技術に関する投資が拡大しております。

官公庁および関係機関においては、引き続き無人航空機の社会実装を本格化させるとされております。2019年6月に「小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会」により発表された「空の産業革命に向けたロードマップ2019」にて災害対応やインフラ維持管理等の用途別の施策が取りまとめられております。2020年3月には、官民協議会により「小型無人航空機の有人地帯での目視外飛行実現に向けた制度設計の基本方針(案)」が提示され、有人地帯上空でのドローン飛行に関する制度の全体像が示されました。また、2019年12月に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」では、災害対応等の用途拡大に向けた無人航空機の基板技術開発等を進めること、またSociety5.0やSDGsの実現に向けて無人航空機の現場実装の推進を図ることが明記されております。一方で、2018年7月に閣議決定された「サイバーセキュリティ戦略」にて、ドローンがサイバー攻撃を受けて不正操作されるリスクについて言及されております。こうした流れを受け、今後はドローンの社会実装と同時に、セキュリティと安全性を確保することが喫緊の課題となっており、国産のドローンに対する需要の高まりが見込まれています。

このような環境の中で、当社は、「技術を通じて、人々をもっと大切なことへ/Liberate Humanity through Technology」というミッションのもと、「最先端のロボティクス技術を追求し、社会インフラに革命を」というヴィジョンを掲げております。当社は自律制御技術を始めとしたロボティクス技術を追求し、常に最先端の技術開発を行っております。それらの技術の社会実装を通じて、人類の活動の基盤となる社会インフラにおける、人類の経済活動の生産性を高め、付加価値の低い業務、危険な業務を一つでも多く代替させ、次世代に向けた社会の進化を推し進めるべく事業を進めております。

当社は主に既存の大手企業を中心としたコアクライアントとの継続案件への取り組みに加え、新規案件・クライアントの獲得を進めてまいりました。当事業年度においては、ソリューションの構築が大幅に拡大し、新規顧客・既存顧客の両方において、ドローン導入のニーズを踏ま

えた概念検証 (PoC ; Proof of Concept) 、及び顧客先の既存システムへの組み込みも含めた特注システム全体の設計・開発を推し進めました。特に、既存顧客においては、実運用導入に向けた更なる機能開発、またこれまでと異なった用途向けのシステム開発が拡大しました。機体販売については、既存顧客からの継続的な需要を受け、昨年と同様の水準を維持しております。さらに、海外展開として、株式会社リバナス及びリバナスシンガポールと連携して、シンガポールにおける顧客開拓を進めたことに加えて、2019年8月に投資した米 AutoModality社を通じた米国における事業展開の具体化を進めております。

開発においては、幅広い用途に応用可能なプラットフォーム機PF2、また、前述のセキュリティに対するニーズに応えるべく、国産の小型ドローンMiniを製品化しそれぞれリリースしました。要素技術開発としては、AutoModality社との技術連携を推し進め、Vision (画像処理) とLidar (光センサー技術) 等のセンサー・フュージョンや人工知能 (AI) を用いた高度な自律飛行の実現に向けて開発を進めています。また、量産体制の強化に向け、国内外において高品質な部品供給、アSEMBル供給が可能なパートナー企業との連携を開始いたしました。

この結果、当事業年度の売上高は1,278,723千円 (前期比58.4%増) となりました。費用面では、研究開発費として275,362千円を計上しております。以上の結果、当事業年度においては、営業利益15,945千円 (前期は330,396千円の営業損失) 、経常利益231,427千円 (前期は176,977千円の経常損失) 、当期純利益239,801千円 (前期は183,335千円の当期純損失) となりました。

なお、当社はドローン関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

そのため、当社の販売実績を主な内訳別に区分した売上高の状況は次のとおりであります。  
(単位：千円)

| 区分 (注)                        | 前事業年度<br>(自 2018年4月1日<br>至 2019年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2019年4月1日<br>至 2020年3月31日) |
|-------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| ソリューションの構築<br>(STEP 1、STEP 2) | 293,969                                | 866,228                                |
| 量産機体の販売<br>(STEP 3、STEP 4)    | 384,189                                | 304,881                                |
| その他                           | 129,188                                | 107,612                                |
| 合計                            | 807,348                                | 1,278,723                              |

- (注) 1. サービス提供の各段階 (STEP) に関して、STEP 1として、顧客のドローン導入のニーズを踏まえて、課題解決のために当社のテスト機体を用いた概念検証 (PoC) に係るサービスを提供しております。概念検証 (PoC) を経て、STEP 2として、顧客先の既存システムへの組み込みも含めた特注システム全体の設計・開発を行っております。
2. STEP 3及びSTEP 4で、顧客先における試用 (パイロット) もしくは商用ベースでの導入として、特注システムの生産・供給を行っております。当社では、STEP 4を各事業年度の発注数量が10台以上の生産供給と定義しております。

3. その他においては、機体の保守手数料や消耗品の販売料に加えて、国家プロジェクトのうち、NEDOロボット・ドローン機体の性能評価基準等の開発に係る売上高を含んでおります。一般的に国家プロジェクトにおいては、收受する補助金に関して、新規技術の研究開発に係るものについては、営業外収益として計上しております。ただし、本プロジェクトにおいては新規の研究開発を行わず、既存の当社の技術を用いて、委託された実験を行うことが主目的であるため、売上高として計上しております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は50,451千円であります。その主な内容は、営業活動用のドローン機体等の取得及びドローン関連事業におけるソフトウェアの開発等であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                        | 第 5 期<br>(2017年3月期) | 第 6 期<br>(2018年3月期) | 第 7 期<br>(2019年3月期) | 第 8 期<br>(当事業年度)<br>(2020年3月期) |
|--------------------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売 上 高(千円)                                  | 156,889             | 370,184             | 807,348             | 1,278,723                      |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 (△)(千円)             | △486,418            | △454,155            | △176,977            | 231,427                        |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 (△)(千円)         | △488,814            | △460,410            | △183,335            | 239,801                        |
| 1株当たり当期純利益又<br>は 1株当たり<br>当 期 純 損 失 (△)(円) | △88.07              | △72.02              | △19.42              | 23.00                          |
| 総 資 産(千円)                                  | 508,871             | 2,353,118           | 4,926,958           | 5,268,135                      |
| 純 資 産(千円)                                  | 361,146             | 2,022,998           | 4,701,831           | 5,034,217                      |
| 1株当たり純資産(円)                                | △95.69              | △218.47             | 457.93              | 468.56                         |

- (注) 1. 当社は第7期より会計監査人を設置しております。第5期及び第6期の数値につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき監査を受けた財務諸表の数値を記載しており、会社法第436条第2項第1号に規定する会計監査人の監査を受けておりません。
2. 2017年7月15日付で1株につき100株の株式分割を、2018年9月1日付で普通株式1株につき15株の株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 定款に基づき、2018年8月20日付でA種優先株主及びB種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後、2018年8月21日付で当該A種優先株式及びB種優先株式をすべて消却しております。なお、当社は2018年9月1日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社を取り巻く産業用ドローン関連事業につきましては、技術の進展とともに様々な産業での利活用が広がっており、今後もさらなる市場の拡大が見込まれます。

国内においては労働人口の減少・高齢化が進む中、労働生産性の向上は社会的な要請であり、様々な分野で業務効率化に関する需要が高まっております。特に、当社が注力するインフラ点検、物流・郵便、防災・災害支援分野を中心に、現状のオペレーションの維持及び効率化を目的とした業務の効率化・無人化は各産業において喫緊の課題となっており、企業によるこれらの技術に関する投資が拡大していることに加えて、新型コロナウイルスによるリモートワーク・活動自粛により、現場作業員の省人化が急速に進められており、需要の高まりが見込まれています。また、官公庁および関係機関においては、セキュリティと安全性に関するニーズが急伸しており、国産のドローンに対する需要の高まりが見込まれています。

一方で、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、世界的に経済活動が大きく停滞しており、今後も経済活動の回復に一定の期間を要すると見込まれています。当社において、20年3月期の業績に大きな影響はございませんでしたが、今後、当社の事業にも影響を与える懸念がございます。今後の影響として、サプライチェーンの部品供給遅れ、製造中止により機体の出荷が遅れる可能性があると考えております。また当社が展開するドローン関連事業に対して顧客においては「新規技術」や「新規投資」としての位置づけとされることが多いため、顧客が景気悪化を受けて、新規投資を抑制する場合は、新規顧客の増加が見込めない可能性があります。既存顧客については継続して取引を見込めると考えておりますが、景気のさらなる悪化等があった場合には、既存顧客からの受注が減少する可能性もあると考えております。

なお、現状の当社は、現金及び預金の残高にて、当面の間の運転資金が十分に賅える状況であり、資金繰りの懸念はありません。

このような環境の下、当社の対処すべき課題は、次のとおりであります。

##### ① 開発戦略

次世代機体の開発、技術革新への投資を継続し、画像処理(Vision)を軸とした自律制御・エッジ処理の高度化、4G・5Gネットワークを活用した飛行制御の技術開発、飛行性能及び安全品質を支える基盤技術向上、操作に関連するユーザーインターフェース強化等を継続してきました。加えて、それらを活用し、顧客フィードバック、業務ノウハウを反映した用途特化型のカスタム開発を実施してまいりました。

さらに、プラットフォーム技術の強化に加えて、用途特化型の技術開発を進めると同時に、外部の最先端技術の活用・融合により、効率的な開発を目指してまいります。

## ② 生産体制

安全品質を最優先事項と位置づけ、拠点を統合することで開発、営業との連携を強化し、フィードバック反映のスピードアップなど生産体制のレベルアップを図り、カスタム機体、量産機体における品質向上を推し進めております。また、量産体制の強化に向け、国内外において高品質な部品供給、高い品質での組み立て供給が可能なパートナー企業との連携を開始いたしました。

## ③ 営業戦略

販売においては、引き続き大企業を中心とした各分野の顧客に対し、業務効率化・無人化を目指した各種用途向けの産業用ドローン・ソリューションの展開を目指します。加えて、顧客基盤の拡大を目指して、国内のパートナー企業ネットワークを強化することに加え、シンガポール、アメリカを中心とした新規地域への展開に取り組んでまいります。

## ④ 規制への対応

ドローン関連業界を取り巻く規制やガイドライン、特にドローンの目視外飛行についての対応として、関連する経済産業省、国土交通省などの行政機関と引き続き、密な連携を図ってまいります。

## ⑤ 内部管理体制の強化

今後一層の事業拡大を進めるにあたり、適切なコーポレート・ガバナンスシステムの構築、コンプライアンス遵守体制の整備に継続して取り組んでまいります。また、監査役、監査法人との連携を図ることで、内部統制システムの適切な運用を進めてまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社は、「技術を通じて、人々をもっと大切なことへ」というミッションのもと、「最先端のロボティクス技術を追求し、社会インフラに革命を」というヴィジョンを掲げております。当社は自律制御技術を始めとしたロボティクス技術を追求し、常に最先端の技術開発を行っております。それらの技術の社会実装を通じて、人類の活動の基盤となる社会インフラにおける、人類の経済活動の生産性を高め、付加価値の低い業務、危険な業務の一つでも多く代替させ、次世代に向けた社会の進化を推し進めるべく事業を進めております。

主たる事業として、自律技術を用いたドローンの自社開発、ドローンを活用した無人化・IoTシステムの受注開発、生産、及び販売・サービス提供であります。

(6) **主要な営業所及び工場** (2020年3月31日現在)

|     |                             |
|-----|-----------------------------|
| 本 社 | 千葉県千葉市美浜区                   |
| 支 店 | 葛西事業所：東京都江戸川区、南相馬支店：福島県南相馬市 |

(7) **使用人の状況** (2020年3月31日現在)

| 使 用 人 数  | 前事業年度末比増減 |
|----------|-----------|
| 45 (6) 名 | 6名増 (－)   |

(注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 35,000,000株

(2) 発行済株式の総数 10,742,790株

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は478,185株増加しております。

(3) 株主数 6,025名

### (4) 大株主

| 株 主 名                             | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------|---------|---------|
| U T E C 3 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合   | 1,650千株 | 15.36%  |
| 野 波 健 蔵                           | 1,100   | 10.24   |
| IGLOBE PLATINUM FUND II PTE. LTD. | 942     | 8.77    |
| 特定金外信託受託者 (株) S M B C 信託銀行        | 833     | 7.76    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)         | 752     | 7.00    |
| (株) 菊 池 製 作 所                     | 700     | 6.52    |
| 日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)           | 332     | 3.09    |
| 楽 天 (株)                           | 329     | 3.06    |
| 太 田 裕 朗                           | 229     | 2.14    |
| 早 川 研 介                           | 159     | 1.48    |

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                   | 2017年第1回新株予約権                                   | 2017年第2回新株予約権                                 |
|------------------------|-------------------|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2017年7月7日                                       | 2017年7月17日                                    |
| 新株予約権の数                |                   | 45,000個                                         | 11,000個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 675,000株<br>(新株予約権1個につき 15株)               | 普通株式 165,000株<br>(新株予約権1個につき 15株)             |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権1個当たり 50円                                  | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり 2,500円<br>(1株当たり 167円)               | 新株予約権1個当たり 2,500円<br>(1株当たり 167円)             |
| 権利行使期間                 |                   | 2017年7月16日から<br>2027年7月15日まで                    | 2019年7月17日から<br>2027年6月30日まで                  |
| 行使の条件                  |                   | (注) 1                                           | (注) 2                                         |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 11,250個<br>目的となる株式数 168,750株<br>保有者数 3名 | 新株予約権の数 1,000個<br>目的となる株式数 15,000株<br>保有者数 1名 |

|                        |                   | 2018年第1回新株予約権                                 | 2018年第2回新株予約権                                   |
|------------------------|-------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2018年1月17日                                    | 2018年1月17日                                      |
| 新株予約権の数                |                   | 4,000個                                        | 40,000個                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 60,000株<br>(新株予約権1個につき 15株)              | 普通株式 600,000株<br>(新株予約権1個につき 15株)               |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                           | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                             |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり 3,200円<br>(1株当たり 214円)             | 新株予約権1個当たり 3,200円<br>(1株当たり 214円)               |
| 権利行使期間                 |                   | 2020年1月19日から<br>2028年1月10日まで                  | 2020年1月19日から<br>2028年1月10日まで                    |
| 行使の条件                  |                   | (注) 3                                         | (注) 3                                           |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 1,000個<br>目的となる株式数 15,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 28,786個<br>目的となる株式数 431,790株<br>保有者数 3名 |

(注) 1. 新株予約権の行使の条件等は、以下のとおりであります。

(1) 行使条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について、(注) 4の会社が本新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件(以下、「取得事由」という。)が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 権利者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、権利者は残存する全ての本新株予約権を行使することができない。
  - (a) 本新株予約権の行使価額を下回る価格を対価とする会社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項又は同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。)
  - (b) 本新株予約権の目的である普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、本新株予約権の行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
  - (c) 本新株予約権の目的である普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における会社普通株式の普通取引の終値が、本新株予約権の行使価額を下回る価格となったとき
  - (d) 本新株予約権の目的である普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりディスカウントキャッシュフロー法、類似会社比較方式等の方法により評価された株式評価額が本新株予約権の行使価額を下回ったとき(但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、会社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上、本②への該当を判断するものとする。)
- ③ 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(2) 相続

本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(3) 行使可能割合

以下の各期間において権利者が行使することができる新株予約権の数の上限は、それぞれ以下に定める数とし、これに反する行使をすることはできないものとする。なお、以下において「割当新株予約権数」とは、割当日において当該権利者に割り当てられた新株予約権の数を意味する。

2017年7月16日から2018年7月15日まで：割当新株予約権数の25%まで  
 2018年7月16日から2019年7月15日まで：割当新株予約権数の50%まで  
 2019年7月16日から2020年7月15日まで：割当新株予約権数の75%まで  
 2020年7月16日以降：割当新株予約権数の100%

2. 新株予約権の行使の条件等は、以下のとおりであります。

(1) 行使条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について、(注) 4に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(2) 相続

本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(3) 行使可能割合

以下の各期間において権利者が行使することができる新株予約権の数の上限は、それぞれ以下に定める数とし、これに反する行使をすることはできないものとする。なお、以下において「割当新株予約権数」とは、割当日において当該権利者に割り当てられた新株予約権の数を意味する。

2018年7月15日まで：0(行使不可)  
 2018年7月16日から2019年7月15日まで：割当新株予約権数の3分の1まで

2019年7月16日から2020年7月15日まで：割当新株予約権数の3分の2まで  
2020年7月16日以降：割当新株予約権数の全て

3. 新株予約権の行使の条件等は、以下のとおりであります。

(1) 行使条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について、(注)4に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(2) 相続

本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(3) 行使可能割合

以下の各期間において権利者が行使することができる新株予約権の数の上限は、それぞれ以下に定める数とし、これに反する行使をすることはできないものとする。なお、以下において「割当新株予約権数」とは、割当日において当該権利者に割り当てられた新株予約権の数を意味する。

2019年1月16日まで：0（行使不可）  
2019年1月17日から2020年1月16日まで：割当新株予約権数の3分の1まで  
2020年1月17日から2021年1月16日まで：割当新株予約権数の3分の2まで  
2021年1月17日以降：割当新株予約権数の全て

4. 会社が本新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりであります。

会社は、次に掲げる各取得事由に基づき本新株予約権を取得することができる。会社は、次に掲げる各取得事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は、次に掲げる各取得事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができるが、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 会社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（会社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
  - ① 会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
  - ② 会社又は子会社の使用人
  - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (4) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
  - ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
  - ② 権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く
  - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合
  - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

- ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
  - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
  - ⑧ 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
  - (5) 権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
    - ① 権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
    - ② 権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合
  - 5. 2018年9月1日付の普通株式1株を15株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
- (2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

| 会社における地位   | 氏 名              | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況               |
|------------|------------------|---------------------------------------|
| 代表取締役社長    | 太 田 裕 朗          |                                       |
| 取締役 C O O  | 鷲 谷 聡 之          |                                       |
| 取締役CFO兼CAO | 早 川 研 介          |                                       |
| 取締役 C T O  | クリストファー・トーマス・ラービ |                                       |
| 取 締 役      | 杉 山 全 功          | 日活株式会社社外取締役<br>地盤ネットホールディングス株式会社社外取締役 |
| 取 締 役      | 鈴 川 信 一          | 株式会社パールセウスプロテオミクス社外監査役                |
| 常 勤 監 査 役  | 二 ノ 宮 晃          |                                       |
| 監 査 役      | 嶋 田 英 樹          | 三番町法律事務所代表<br>株式会社COOL社外監査役           |
| 監 査 役      | 大 野 木 猛          | 青南監査法人代表社員<br>株式会社アミューズ社外監査役          |

- (注) 1. 取締役杉山全功氏及び取締役鈴川信一氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役二ノ宮晃氏、監査役嶋田英樹氏及び監査役大野木猛氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役嶋田英樹氏は弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。  
4. 監査役大野木猛氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数       | 報 酬 等 の 額           |
|--------------------|-----------|---------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 7名<br>(2) | 85,225千円<br>(9,075) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(3)  | 16,350<br>(16,350)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 10<br>(5) | 101,575<br>(25,425) |

- (注) 1. 上記には、2019年6月28日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の報酬等の額が含まれております。
2. 上期の取締役の報酬等の額には、取締役3名への業績連動賞与についての当事業年度に係る費用計上額21,900千円が含まれております。
3. 取締役の報酬限度額は、2018年8月21日開催の臨時株主総会において、年額90百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2017年6月30日開催の第5回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。

### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役杉山全功氏は、日活株式会社の社外取締役及び地盤ネットホールディングス株式会社の社外取締役として経営に関与しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役鈴木信一氏は、株式会社ペルセウスプロテオミクスの社外監査役として経営に関与しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役嶋田英樹氏は、三番町法律事務所の代表及び株式会社COOLにおいて社外監査役として経営に関与しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役大野木猛氏は、青南監査法人の代表社員及び株式会社アマューズにおいて社外監査役として経営に関与しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|     |     |    | 出席状況及び発言状況                                                                                                                |
|-----|-----|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 杉山  | 全功 | 当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回に出席いたしました。主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を生かし、経営全般に関する助言・提言を行っております。                                        |
| 取締役 | 鈴川  | 信一 | 当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回に出席いたしました。主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を生かし、経営全般に関する助言・提言を行っております。                                        |
| 監査役 | 二ノ宮 | 晃  | 当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回、監査役会18回のうち18回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、長年にわたる管理業務の経験から、適宜、当社のリスク管理体制、内部統制システム等について発言を行っております。 |
| 監査役 | 嶋田  | 英樹 | 当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回、監査役会18回のうち18回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。     |
| 監査役 | 大野木 | 猛  | 当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回、監査役会18回のうち18回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 27,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 27,625   |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、当事業年度において収益認識基準の適用に関する助言・指導を委託しております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役会において、会社法に基づく業務の適正性を確保するための体制として、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を定め、これに基づき内部統制システムの整備・運用を行っております。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) コンプライアンスを確保するための基礎として、コンプライアンス規程を定める。また役員はコンプライアンス規程に則り、コンプライアンス活動を率先垂範する。
  - (b) コンプライアンス所管部署である経営管理ユニットが、取締役及び使用人への教育研修等の具体的な施策を企画・立案・推進し、全従業員のコンプライアンスに対する意識向上を図る。
  - (c) 内部通報規程を定め、通報・相談窓口を社内外に設置することにより、不正行為の早期発見と是正を図る。また、通報者が不利益な扱いを受けることを禁止し、これを内部通報規程に定めるものとする。
  - (d) 必要に応じて外部の専門家を起用し、法令及び定款違反を未然に防止する。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (a) 取締役は、その担当職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む）を、関連資料と併せてこれを法令・社内規程に則り適切に保存・保管をするとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
    - ・株主総会議事録
    - ・取締役会議事録
    - ・重要な会議体及び委員会の議事録
  - (b) 上記(a)に定める文書のほか、契約書、決裁書その他の文書については、文書管理規程、機密管理規程、情報セキュリティ管理規程、個人情報保護規程などに基づき適切に情報の保存及び管理を行う。
  - (c) 個人情報ほか法令上一定の管理が求められる情報について、役職員などに対して当該法令で要求される管理方法の周知徹底を図る。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (a) 経営管理ユニットは当社の事業活動に伴うリスクを的確に把握し、その顕在化を防ぐための施策を推進する。
  - (b) リスク管理規程に則り、各ユニット部門はその担当業務に関連して発生しうるリスクの管理を行う。全社的な管理を必要とするリスクについては経営管理ユニットがリスクを評価した上で対応方針を決定し、これに基づき適切な体制を構築する。
  - (c) 重大なリスク、あるいは重篤な事故・災害の発生時には危機管理委員会を設置し、リスクを最小限にするべく全社横断的かつ組織的な対応を行う。
- d. 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社は財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、内部統制システムの整備運用状況を評価し、財務報告の信頼性確保を推

- 進する。
- e. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備
- (a) 反社会的勢力との関係遮断の基本方針  
当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力団などの反社会的勢力との関係を一切遮断する。
- (b) 反社会的勢力との取引排除に向けた体制整備
- ・経営管理ユニットを反社会的勢力対応部署とし、反社会的勢力に関する情報収集・管理体制を確立する。
  - ・警察等関連機関との緊密な連携体制を確立する。
  - ・反社会的勢力対応に関する反社会的勢力対応規程を定め、周知徹底を図る。
  - ・取引基本契約、雇用契約など各種契約に暴力団排除条項を導入する。
- f. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 定例の取締役会を原則として毎月1回開催し、経営の基本方針など重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- (b) 業務執行に当たっては業務分掌規程、職務権限規程において責任と権限を定める。
- g. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制
- (a) 監査役会からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、監査役の職務を補助するものとして監査役スタッフを置く。
- (b) 監査役スタッフを置いた場合は、独立性や指示の実効性を確保するため、監査役スタッフは取締役の指揮命令に服さない使用人を配置するとともに、その人事異動、人事評価については、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- h. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
- (b) 常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じてマネジメント会議など主要な会議に出席するとともに、主要な稟議書を閲覧する。
- (c) 監査役は内部通報規程に基づき内部通報の状況報告を受けるとともに、内部通報所管部署から四半期毎にその運用状況の報告を受ける。
- (d) 監査役は内部統制システムの構築状況及び運用状況についての報告を取締役及び使用人から定期的に受けるほか、必要と判断した事項については取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (e) 監査役に対する報告をした者は当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
- i. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の遂行に当たり、内部監査部署と緊密な連携を保ち、効率的・実効的な監査を実施する。

- (b) 監査役は、会計監査人との定期的な会合、会計監査人の往査等への立ち会いのほか、会計監査人に対し監査の実施経過について適宜報告を求める等、会計監査人と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施する。
- (c) 監査役の職務を執行する上で必要となる費用は、会社が支払うものとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。当社では、前記「内部統制システム構築の基本方針」に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

### ① コンプライアンス体制について

当社では、企業価値の持続的向上のためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であるとの認識の下、「コンプライアンス規程」を定め、経営管理ユニットを主管部署としてコンプライアンス遵守体制を構築しており、具体的には、以下の事項を実施しております。

- ・コンプライアンスに関する規程、マニュアル等の作成及び周知
- ・当社におけるコンプライアンス教育及び啓発活動
- ・その他コンプライアンスの推進に当たっての関連部門への指導及び助言
- ・内部通報制度を整備の上、全社員に周知し、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応

### ② 取締役の職務の執行について

取締役会は、21回開催し、取締役6名（うち、社外取締役2名）で構成されており、取締役会には取締役及び監査役が出席して、各取締役から業務執行状況及び業務管理状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・報告・決議を行っております。社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っております。

### ③ 内部監査の実施について

「内部監査規程」に基づき、経営管理ユニット所属の内部監査担当者が内部監査を実施しております。また、経営管理ユニットに対する内部監査については、事業推進ユニットの担当者が内部監査担当者となることで、相互に牽制する体制を採っております。内部監査の結果は、代表取締役社長に適時に報告され、また、取締役会においても報告が行われております。

### ④ リスク管理体制について

当社では、「リスク管理規程」を定め、経営管理ユニットを主管部署として、各部が行う諸活動の管理・検証、リスクの発生防止体制や対策の企画立案・推進及びリスク発生防止のための社内周知・啓発等を実施しております。それらの内容については、マネジメント会議において、適宜、情報共有及び情報交換を図ることでリスク管理体制の実効性を担保しております。また、四半期に一度を目安として代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を開催しており、当社の事業運営上のリスクについての現状把握、対策を検討しております。

### ⑤ 監査役の職務の執行について

- ・監査役会は18回開催され、社外監査役3名で構成されており、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営課題、監査上の重要課題等について意見交換を行っており、監査役会はいつでも

取締役及び従業員に対して事業の報告を求めることができる体制を整備済みであります。

- ・常勤監査役は取締役会のほか、マネジメント会議等の社内重要会議に出席し、業務執行の状況について直接聴取を行い、経営監視機能の強化及び向上を図っていることに加え、監査法人や内部監査チームと連携した監査、当社の内部監査の状況確認及び業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考えており、設立以来配当を実施しておりません。配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。また、内部留保資金につきましては、研究開発活動の継続的な実施や生産体制の強化のために優先的に充当し、事業基盤の確立・強化を図っていく予定であります。

当事業年度の配当につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化に必要な内部留保を確保するため、配当を実施しておりません。

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科目<br>(資産の部)    | 金額               | 科目<br>(負債の部)   | 金額               |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>流動資産</b>     | <b>4,818,807</b> | <b>流動負債</b>    | <b>233,918</b>   |
| 現金及び預金          | 3,775,617        | 買掛金            | 24,767           |
| 売掛金             | 815,474          | 未払金            | 67,039           |
| 仕掛品             | 34,207           | 未払費用           | 8,676            |
| 原材料             | 124,945          | 未払法人税等         | 50,505           |
| 前渡金             | 38,139           | 未払消費税等         | 48,150           |
| 前払費用            | 18,475           | 前受金            | 8,800            |
| その他             | 11,947           | 預り金            | 4,079            |
|                 |                  | 役員賞与引当金        | 21,900           |
|                 |                  | <b>負債合計</b>    | <b>233,918</b>   |
| <b>固定資産</b>     | <b>449,328</b>   | <b>(純資産の部)</b> |                  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>27,212</b>    | <b>株主資本</b>    | <b>5,029,301</b> |
| 建物              | 7,318            | 資本金            | 3,008,168        |
| 工具、器具及び備品       | 19,894           | 資本剰余金          | 2,986,168        |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>35,054</b>    | 資本準備金          | 2,986,168        |
| 特許権             | 298              | 利益剰余金          | △964,798         |
| ソフトウェア          | 12,756           | その他利益剰余金       | △964,798         |
| ソフトウェア仮勘定       | 22,000           | 繰越利益剰余金        | △964,798         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>387,061</b>   | <b>自己株式</b>    | <b>△236</b>      |
| 投資有価証券          | 311,451          | 評価・換算差額等       | 4,353            |
| 繰延税金資産          | 35,000           | その他有価証券評価差額金   | 4,353            |
| その他             | 40,609           | <b>新株予約権</b>   | <b>562</b>       |
| <b>資産合計</b>     | <b>5,268,135</b> | <b>純資産合計</b>   | <b>5,034,217</b> |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b> | <b>5,268,135</b> |

# 損 益 計 算 書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 1,278,723 |
| 売上原価         | 469,947   |
| 売上総利益        | 808,776   |
| 販売費及び一般管理費   | 792,830   |
| 営業利益         | 15,945    |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息         | 317       |
| 助成金収入        | 221,089   |
| その他          | 229       |
| 合計           | 221,636   |
| 営業外費用        |           |
| 事務所移転費用      | 4,715     |
| 株式交付費        | 358       |
| その他          | 1,080     |
| 合計           | 6,154     |
| 経常利益         | 231,427   |
| 税引前当期純利益     | 231,427   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 28,547    |
| 法人税等調整額      | △36,921   |
| 当期純利益        | 239,801   |

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 株主資本等変動計算書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

(単位：千円)

|                                 | 株 主 資 本   |           |              |                                  |              |         |                |
|---------------------------------|-----------|-----------|--------------|----------------------------------|--------------|---------|----------------|
|                                 | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金                        |              | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合 計 |
|                                 |           | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | その他利益<br>剰余金<br>繰 越 利 益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |         |                |
| 当 期 首 残 高                       | 2,963,559 | 2,941,559 | 2,941,559    | △1,204,599                       | △1,204,599   | -       | 4,700,519      |
| 当 期 変 動 額                       |           |           |              |                                  |              |         |                |
| 新株の発行 (新株<br>予約権の行使)            | 44,608    | 44,608    | 44,608       |                                  |              |         | 89,217         |
| 当 期 純 利 益                       |           |           |              | 239,801                          | 239,801      |         | 239,801        |
| 自己株式の取得                         |           |           |              |                                  |              | △236    | △236           |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度<br>の変動額 (純額) |           |           |              |                                  |              |         |                |
| 当期変動額合計                         | 44,608    | 44,608    | 44,608       | 239,801                          | 239,801      | △236    | 328,781        |
| 当 期 末 残 高                       | 3,008,168 | 2,986,168 | 2,986,168    | △964,798                         | △964,798     | △236    | 5,029,301      |

|                                 | 評価・換算差額等                 |                | 新株<br>予約権 | 純資産合計     |
|---------------------------------|--------------------------|----------------|-----------|-----------|
|                                 | その他有<br>価証券<br>評価差<br>額金 | 評価・換算差<br>額等合計 |           |           |
| 当 期 首 残 高                       | -                        | -              | 1,312     | 4,701,831 |
| 当 期 変 動 額                       |                          |                |           |           |
| 新株の発行 (新株<br>予約権の行使)            |                          |                | △750      | 88,467    |
| 当 期 純 利 益                       |                          |                |           | 239,801   |
| 自己株式の取得                         |                          |                |           | △236      |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度<br>の変動額 (純額) | 4,353                    | 4,353          |           | 4,353     |
| 当期変動額合計                         | 4,353                    | 4,353          | △750      | 332,385   |
| 当 期 末 残 高                       | 4,353                    | 4,353          | 562       | 5,034,217 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### ①製品、仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### ②原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

定率法を採用しております。

但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |      |
|-----------|------|
| 建物        | 15年  |
| 工具、器具及び備品 | 4～6年 |

##### ②無形固定資産

市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効期間（3年以内）における販売見込数量を基準とした償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員への賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 会計上の見積りの変更

(耐用年数の変更)

当事業年度において、本社の移転時期を決定したため、移転後に利用見込のない固定資産についての耐用年数を、移転前の本社の賃貸借契約の終了日（2020年6月）までの期間に短縮し、将来にわたり変更しております。

また本社の原状回復義務に係る資産除去債務については、賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法をとっておりますが、これに伴い当該敷金の償却期間を同様に本社の賃貸借契約の終了日（2020年6月）までの期間に短縮し、かつ見積額をより精緻な金額に変更しております。

これらの変更により、従来の方法に比べて当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ5,507千円減少しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 23,444千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 10,742,790株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数  
普通株式 69株
- (3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数  
普通株式 695,565株

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |          |
|--------------|----------|
| 繰延税金資産       |          |
| 役員賞与引当金      | 6,705千円  |
| 減価償却費        | 2,889    |
| 一括償却資産       | 873      |
| 未払事業税        | 6,738    |
| 税務上の繰越欠損金    | 296,870  |
| その他          | 2,749    |
| 繰延税金資産合計     | 316,827  |
| 評価性引当額       | △279,905 |
| 繰延税金資産合計     | 36,921   |
| 繰延税金負債       |          |
| その他有価証券評価差額金 | 1,921    |
| 繰延税金負債合計     | 1,921    |
| 繰延税金資産の純額    | 35,000   |

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、必要に応じて運転資金等を銀行借入や株式発行により調達しております。また、一時的な余裕資金は、短期的な預金等により運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間はおおむね1ヶ月であり、また、取引先毎の期日管理及び残高管理を定期的に行いリスク低減を図っております。投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、その保有の妥当性を検証しております。

営業債務である未払金は、1ヶ月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに適切な与信管理を実施することにより月単位で回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金繰り計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

|            | 貸借対照表計上額    | 時 価         | 差 額 |
|------------|-------------|-------------|-----|
| (1) 現金及び預金 | 3,775,617千円 | 3,775,617千円 | －千円 |
| (2) 売掛金    | 815,474     | 815,474     | －   |
| 資産計        | 4,591,092   | 4,591,092   | －   |
| (1) 未払金    | 67,039      | 67,039      | －   |
| 負債計        | 67,039      | 67,039      | －   |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1)未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

| 区分     | 貸 借 対 照 表 計 上 額 |
|--------|-----------------|
| 投資有価証券 | 311,451千円       |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

| 種類            | 会社等の名称<br>又は氏名 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合<br>(%) | 関連当事者との関係 | 取引内容           | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|---------------|----------------|---------------------------|-----------|----------------|--------------|----|--------------|
| 役員及び<br>その近親者 | 太田裕朗           | (被所有)<br>直接2.14           | 当社代表取締役   | 新株予約権<br>の権利行使 | 24,523       | -  | -            |
| 役員及び<br>その近親者 | 鷲谷聡之           | (被所有)<br>直接0.96           | 当社取締役     | 新株予約権<br>の権利行使 | 19,827       | -  | -            |
| 役員及び<br>その近親者 | 早川研介           | (被所有)<br>直接1.48           | 当社取締役     | 新株予約権<br>の権利行使 | 29,220       | -  | -            |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 2017年6月30日開催の定時株主総会決議及び普通種類株主総会決議並びに2017年7月7日開催の取締役会決議に基づき付与された新株予約権、2018年1月10日の臨時株主総会決議及び普通種類株主総会決議並びに2018年1月17日開催の取締役会決議に基づき付与された新株予約権のうち、当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 468円56銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 23円00銭  |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

株式会社自律制御システム研究所  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐々田博信 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 杉原伸太郎 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社自律制御システム研究所の2019年4月1日から2020年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び本社以外の全事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

株式会社自律制御システム研究所 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 二ノ宮 晃 ㊟

社外監査役 大野木 猛 ㊟

社外監査役 嶋田 英樹 ㊟

以上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

当社は、2020年5月より経営効率の向上を図るため、本社機能を千葉県千葉市から東京都江戸川区に移転しておりますが、実際の本店業務に合わせて、現行定款第3条に定める本店の所在地を変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                           | 変 更 案                              |
|-----------------------------------|------------------------------------|
| (本店の所在地)<br>第3条 当社は、本店を千葉県千葉市に置く。 | (本店の所在地)<br>第3条 当社は、本店を東京都江戸川区に置く。 |

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | おお 田 ひろ あき<br>太 裕 朗<br>(1976年8月18日)    | 2004年4月 ローム株式会社入社<br>2004年7月 京都大学博士（エネルギー科学研究科）<br>2008年1月 京都大学大学院工学研究科航空宇宙工学専攻助教<br>2008年11月 カリフォルニア大学サンタバーバラ校研究員<br>2010年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク ジャパン入社<br>2016年6月 当社取締役最高執行責任者（COO）<br>2017年6月 代表取締役最高執行責任者（COO）<br>2018年3月 代表取締役社長（現任） | 229,470株       |
| 2     | わし や さと し<br>鷺 谷 聡 之<br>(1987年9月26日)   | 2013年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク ジャパン入社<br>2016年7月 当社入社執行役員Vice President<br>2016年12月 取締役最高財務責任者（CFO）兼最高戦略責任者（CSO）<br>2017年3月 取締役最高事業推進責任者（CMO）<br>2018年3月 取締役最高執行責任者（COO）（現任）                                                                 | 102,995株       |
| 3     | はや かわ けん すけ<br>草 川 研 介<br>(1988年3月30日) | 2012年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク ジャパン入社<br>2015年2月 KKRキャップストーン入社<br>2017年3月 当社入社最高財務責任者（CFO）兼最高経営管理責任者（CAO）<br>2017年6月 取締役最高財務責任者（CFO）兼最高経営管理責任者（CAO）（現任）                                                                                      | 159,195株       |

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4         | Christopher<br>Thomas Raabe<br>(クリストファー・トーマス・ラービ)<br>(1980年3月2日) | 2006年4月 ボーイング入社<br>2013年9月 東京大学大学院工学系研究科航空宇宙工学博士課程修了(工学博士)<br>2014年1月 東京大学大学院工学系研究科助教<br>2017年4月 当社入社最高技術責任者(CTO)<br>2018年9月 取締役最高技術責任者(CTO)(現任)                                                                                                                 | 30,000株        |
| 5         | すぎやま まさのり<br>杉山 全功<br>(1965年4月16日)                               | 2004年3月 株式会社ザッパラス代表取締役社長<br>2007年7月 同社代表取締役会長兼社長<br>2009年8月 日活株式会社社外取締役(現任)<br>2011年6月 株式会社Synphonie(現株式会社enish)代表取締役社長<br>2014年3月 同社取締役<br>2014年6月 地盤ネットホールディングス株式会社社外取締役(現任)<br>2018年9月 当社社外取締役(現任)                                                            | —              |
| 6         | すずかわ しんいち<br>鈴川 信一<br>(1955年9月20日)                               | 1978年4月 国際電信電話株式会社(現KDDI株式会社)入社<br>2008年1月 KDDI株式会社東南アジア統括拠点長兼KDDIシンガポール社長<br>2010年1月 DMX Technologies Group LTD 代表取締役副会長<br>2013年10月 KDDI株式会社理事 グローバル事業本部 グローバルICT本部長<br>2016年6月 株式会社KDDIエボルバ 常勤監査役<br>2018年9月 当社社外取締役(現任)<br>2019年6月 株式会社ベルセウスプロテオミクス社外監査役(現任) | —              |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 杉山全功氏及び鈴川信一氏は、社外取締役候補者であります。

3. (1) 杉山全功氏を社外取締役候補者とした理由は、複数の上場企業における代表取締役としての豊富な経験を有しており、経営者としての経験に基づいた業務執行に対するアドバイスや助言を期待しているためであります。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
- (2) 鈴川信一氏を社外取締役候補者とした理由は、複数の企業における代表取締役若しくは社長としての豊富な経験を有しており、経営者としての経験に基づいた業務執行に対するアドバイスや助言を期待しているためであります。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
4. 杉山全功氏及び鈴川信一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年10ヶ月となります。
5. 当社は、杉山全功氏及び鈴川信一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。杉山全功氏及び鈴川信一氏の再任が承認された場合は、両氏との間にそれぞれ当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、杉山全功氏及び鈴川信一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

### 第3号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

#### I 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで当社取締役の企業価値向上へのインセンティブを高めることにより、当社の健全な経営を推進していくことを目的として、当社取締役（社外取締役を除く）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いします。

#### II 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

##### 1. スtock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役に対する報酬は、会社法第361条第1項に基づき、2018年8月21日開催の臨時株主総会において、取締役に対する金銭報酬として、年額90百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とすることをご承認いただき、今日に至っております。

このたび、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、従来の金銭報酬の額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額50百万円以内とすることにつき、ご承認をお願いします。

当社の取締役（社外取締役を除く）に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、現在の取締役は6名（うち、社外取締役2名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されました後も現在と同様に、取締役は6名（うち、社外取締役2名）となります。

##### 2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

###### (1) 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は250個とする。

###### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は25,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式と

- し、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。
- また、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
- (3) 新株予約権と引換えに払い込む金額  
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。  
行使価額は、金1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
割当日から2年を経過する日より割当日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
- (7) 新株予約権の行使の条件  
①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。  
②その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。
- (8) その他の新株予約権の募集事項  
その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上

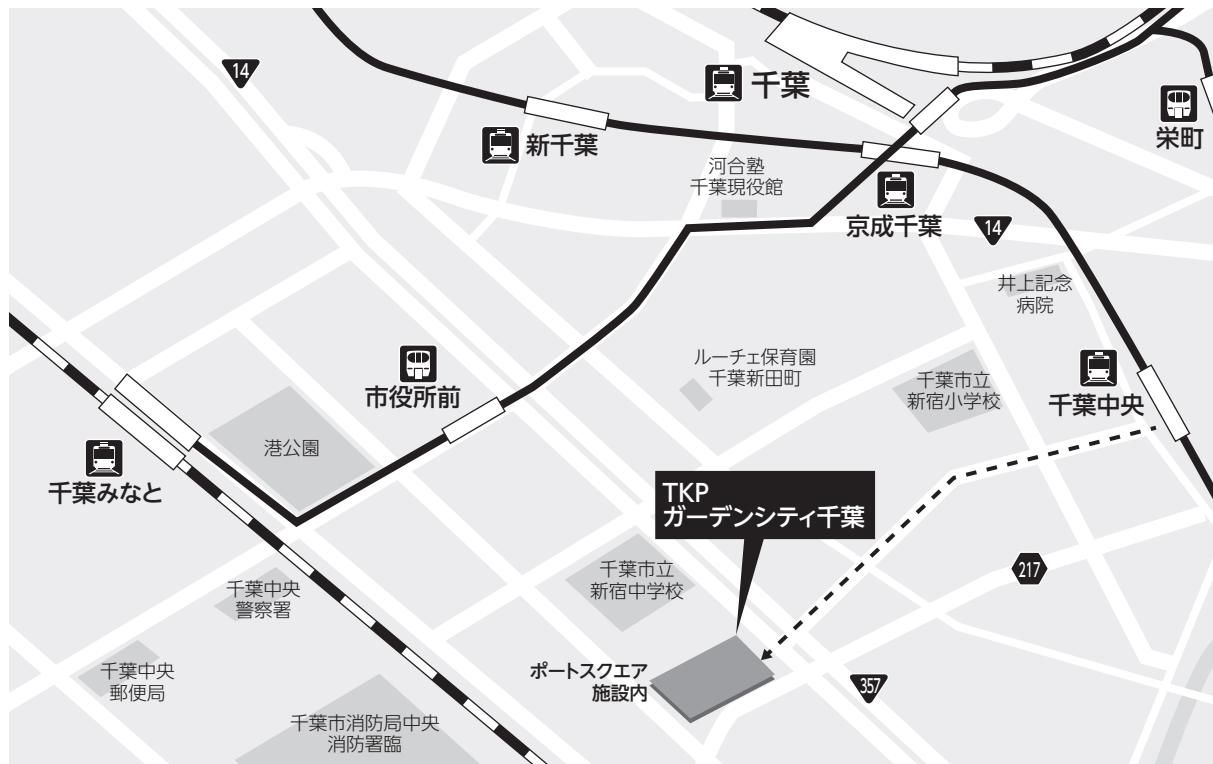




# 株主総会会場ご案内図

## 会場

TKPガーデンシティ千葉 4階 コンチェルトB  
千葉県千葉市中央区問屋町1-45 千葉ポートスクエア内



## 交通

千葉都市モノレール 「市役所前駅」より徒歩6分  
京成千葉線 「千葉中央駅」より徒歩9分  
JR京葉線 「千葉みなと駅」より徒歩12分  
JR総武線 「千葉駅」より千葉ポートスクエア行き無料シャトルバス（運行時間：午前9時30分まで約15分間隔にて運行 発車場所：千葉駅西口25番～26番乗り場付近）

### 【お願い】

ご来場に際しましては、公共交通機関又はシャトルバスをご利用くださいますようお願い申し上げます。

株主総会ご出席の皆様へのお土産のご用意はございません。予めご了承ください。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。